

少年へのあたたかいサポートを



元最高裁判所判事
岡部 喜代子

少年友の会は、発足以来50年余、全国少年友の会連絡会発足後10年を経過しました。この間活動の幅を広げて、少年の処遇に大きな足跡を残されてきました。偏に会員の皆様のご尽力の賜であり、心から敬意を表する次第です。

少年友の会は、少年の社会奉仕活動をサポートする、補導委託先を援助するなど、少年の更生を目指して様々な活動を行っており、連絡会は全国的な組織としてその活動を支えています。少年たちは、虐待・貧困・疾病などその背景に困難な事情を負っていることが多く、会員の皆様のあたたかい援助やサポートを必要としています。その役割の重要性はいうまでもありません。

会員の皆様のますますのご活躍と友の会及び連絡会のご発展を願ってやみません。

ふつうのおじさん、おばさんの力



公益社団法人家庭問題情報センター
事務局長（元最高裁判所家庭審議官）
鶴岡 健一

少年友の会は、やむを得ない環境やふとしたいきさつから起こしてしまった非行に向き合う少年や親ごさんに寄り添って、その心の動きやコミュニケーションの回復を見守る、ふつうのおじさん、おばさんたちの集まりです。「そうやればうまくいくんだね。そういう方法もあるんだね。」例えば一緒にボランティア活動をしながら交わす何気ない会話がきっかけで、もっと上手に生きたいという気持ちや能力が引き出されます。

全国の会員たちは、少年たち自身の中に、自分を見つけ、変わっていく力があることを、そしてその力が内側からにじみ出てくるのをじっと待つことの大切さをよく知っています。

だから、本当はただのおじさんおばさんたちではないのです。

活動へのご参加・ご協力をお願い

少年の健全育成のために、仲間となって共に活動していただける会員、学生会員（学生ボランティア）を募集しています。また、こうした活動を援助する賛助会員も探しています。

少年友の会は、こうした会員の会費や賛助会費、寄付などで活動しています。

活動趣旨をご理解の上、ご参加、ご協力いただける個人、企業、団体等をお待ちしています。

※活動内容や会員の資格及び会費や賛助会費は、全国各会ごとの特徴がありますので、ご参加、ご協力いただける少年友の会（地域によっては家庭少年友の会）にお気軽にお問い合わせください。

全国少年友の会連絡会（略称・全少連）について

少年友の会（家庭少年友の会）は、全国50箇所の家庭裁判所に対応して50の会があります。

各地の少年友の会をつなぐネットワークが、全国少年友の会連絡会です。「全少連ニュースレター」の発行や全国大会の開催など、各会の情報交換などを行っています。

少年友の会 入会のお申し込み、お問い合わせはこちらへ



発行：令和4年6月

少年と、社会のために

少年友の会

少年友の会は、「少年の健全育成」を
目的とする家庭裁判所に協力して
諸活動に関わっています



少年たちの人生は、まだ始まったばかりです。彼らの非行からの立ち直りを手助けすることは、少年の将来のためであることはもちろん、私たちの社会全体にとっても、非常に重要な意味を持っています。少年友の会は、きめ細かな活動を通して、少年たちが前向きに生きようとする、その変化に期待してお手伝いしています。